

第4回検討会における委員の主なご意見

- 労働時間の通算を前提とする場合、使用者は、ドイツや他国のように労働時間規制を守らなければいけないので、副業の労働時間数を照会しなければならないと考える。
- 労働者の副業は、労働者の私生活に関わる事柄であり、労働時間の通算を行い、割増賃金を支払うことをどこまで維持すべきか。もし、労働時間の通算を行わず、割増賃金を支払わないということであれば、使用者は労働者の私生活に介入すべきではないので、使用者の照会・労働者の回答は不要ではないか。
- 訪問した3カ国とも、実労働時間の上限規制については通算するという考え方がとられているが、時間外も含めた上限として議論していることに注意すべき。また、あくまで、この通算する上限というのは、それ以上働いては健康を害する基準との関係で議論しており、割増賃金についてはどの国も通算せずに使用者単位でしか考えないという違いがある。
- 労働者が正確に回答していなかった、あるいは黙っていた結果として、労働時間の上限を超えてしまっていたという事実が発覚したときに、誰が責任を負うかが重要なポイントになってくるのではないか。
- 労働者が正確に回答していなかったとすれば、使用者は上限規制を超えることについての認識、つまり、故意がないので、その限りでは恐らく日本法の解釈としても責任を免れるのではないか。
- 割増賃金について、時間外労働抑制の趣旨と過重労働に対する補償の趣旨があり、後者については当該使用者の下での過重労働に対する補償と理解して、通算を外していく方向もあるのではないか。また、割増賃金規制によって時間外労働を抑制しているということや、副業・兼業は労働者の希望によって行うということをどう考えるかによって、様々な結論が出てくるのではないか。
- 割増賃金規制が時間外労働の抑制装置になり得るのは、同じ使用者のもとで働いていることが前提であって、別のところで働く場合に、本業・副業間での割増賃金の通算が時間外労働の抑制措置足り得るのかどうか考えるべきではないか。
- 日本では安全配慮義務が強調される結果、使用者がたくさんの健康情報を収集して、安全配慮義務を尽くすべきという議論になっていくが、ヨーロッパでは健康情報は非常にプライバシーに関わる情報ということで、本人の受診義務はなく、受診するかどうかは本人自身が選び、使用者はその機会を提供する義務でしかないということが非常に印象深い。

- 最長労働時間を超え得る人たちがいる日本において、健康管理という面で副業に何らかの規制を設けるべきかどうか今後議論していく必要があるのではないかと。
- 日本と欧州では健康診断の仕組み等も大きく異なるので、欧州で複数就業者に特別の施策が行われていないとしても、日本では行うべきという議論の方向性もあり得るのではないかと。ただ、実際にどう履行を担保するかは難しい問題になるかもしれない。
- 使用者側も労働者の健康を守るために支障がある場合には兼業を規制する方法を日本でとれるのか。副業はあくまで私生活上の理由であって、そこにどこまで立ち入ることができるのか。そのバランスを見ながら、一方的に労働者に不利益になる、あるいは一方的に使用者に過度な義務を課すようなものにならないように、注意して見ていかなければいけない。

雇用の副業、自営的活動、ボランティアや趣味に近い活動であれ、本業の使用者からすれば変わらないはずなので、なぜ雇用の副業であれば使用者の健康管理や労務管理に影響してくるのか考える必要があるのではないかと。
- 産業医が事業者をまたいで何らかの勧告を行うということについて、現行の枠組みでは想定されていない。副業を働く側の自由な権利と考えるのであれば産業医は働く本人にアドバイスすること以上のことは難しいのではないかと。
- ヨーロッパの場合は、最低賃金である程度暮らしていけるという状況があって、我が国の場合は、余り規制を強めてしまうと、結果的に副業が社会の中からなくなってしまう、もしくはアンダーグラウンドなものになってしまう可能性もあることに注意が必要。